

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

	作成年度	平成25年度	次回見直し予定	平成30年度
条例名	神奈川県がん克服条例			
条例番号	平成20年神奈川県条例第25号	法規集	第8編第7章第2節	
所管室課	保健福祉局保健医療部がん対策課			
条例の概要	この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策基本法の趣旨を踏まえ、がん克服を目指したがん対策に関し、県、保健医療関係者及び県民の責務を明らかにし、並びにがんの予防、早期発見の推進等について定めることにより、同法に規定する都道府県がん対策推進計画（以下「県がん対策推進計画」という。）の実効性を確保し、すべての県民が科学的知見に基づく適切ながんに係る医療を受けられるようにするための総合的ながん対策を県民とともに推進するために必要な事項を定めている。			
検討	視点	検討内容		備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	がんは、依然として県民の疾病による死亡の最大の原因であり、県民の生命及び健康にとって重大な問題であり、本条例により、「県がん対策推進計画」を補強、補完し、総合的ながん対策を県民とともに恒久的に進めている。このため、本条例は、現在においても必要である。		
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	平成25年3月に新たな「県がん対策推進計画」が策定されている。このため、その実効性の確保の観点から、同計画の取組みのうち、条例施行後に考え方や概念が変わった取組みや、新たに追加された取組みについて、同計画との整合を図るために、条例の改正を検討する必要がある。		
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	本条例では、がん対策について、県等の責務を明らかにした上で、県、国、市町村、医療関係団体、がん患者等で構成される団体等が連携を図りながら実施するものとされており、総合的ながん対策が、効果的・効率的に推進される内容となっている。		
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	「かながわグランドデザイン」実施計画や「神奈川県医療のグランドデザイン」等の県が策定している他の計画等との調和を図り策定されている「県がん対策推進計画」において、がん対策を総合的に推進することは位置づけられており、本条例は、県政の基本的な方針に適合している。		
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	本条例は、がん対策基本法の規定により策定された「県がん対策推進計画」の実効性を確保し、総合的ながん対策を推進するものであり、憲法や法令に抵触するものではない。		
見直し結果	その他			
	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理由等 国のがん対策推進基本計画の改定を受け、平成25年3月に策定した「県がん対策推進計画」に基づく総合的ながん対策を推進するため、改正を検討する必要がある。	